

入札参加契約書

入札参加者（以下「参加者」という。）と日本イーライリリー株式会社とは、次の通り合意する。

1. 経緯

- 1.1 以下「リリー」とは、日本法人である日本イーライリリー株式会社のことをいう。
- 1.2 リリーは、情報、提案、見積りに対する特定の依頼に参加者が応答する事を望んでおり、リリーのeSourcingシステム（当該システムには、この入札参加契約書が含まれる。）に参加者がアクセスする権限を認める独自のパスワード保護されたユーザー名を付与した。
- 1.3 この入札参加契約書で用いられている、その他の太字の用語は、以下において定義される。

2. 従前の書面による契約の維持

- 2.1 この入札参加契約書は、この依頼に応じる当事者間の従前の書面による契約に優越したり当該合意を修正したりすることを意図するものではない。従前の書面による契約が、この入札参加契約書第3条と矛盾する場合には、第3条は、矛盾しない限度で適用されるものとする。第4条は、従前の書面による契約に基づき参加者が負っている秘密保持義務及び不使用義務の範囲に含まれる秘密情報には、適用されない。

3. 応答の意図

- 3.1 リリーのeSourcingシステムに記載の方法で、特定の依頼に応答する意図を示した場合には、参加者は、当該依頼に参加する誠実な関心を持っている事、及び、この入札参加契約書に同意する事を、表明保証する。
- 3.2 参加者は、応答を提出するまでは、如何なる理由であれ、依頼プロセスから辞退することができる。一定期間有効な確定申込み(ファームオファー)とみなされるものの提出を要求する依頼でない限りは、応答提出後であっても如何なる理由でも辞退できる。参加者が辞退を選択する場合、リリーは参加者が書面で通知することを要望するが、当該通知は義務ではない。リリーが指定する期間内に、参加者が依頼への応答を提出しなかつた場合や、リリーが依頼する追加情報を提出しなかつた場合には、辞退とみなす。
- 3.3 参加者は、依頼に応答する全ての費用（応答提出のための準備費用や追加的に情報提出を求められた場合に応答する費用を含む。）を負担するものとする。
- 3.4 リリーは、自己の裁量により、以下の事を行うことができる。
 - 3.4.1 依頼を取り下げる事。
 - 3.4.2 ある参加者を排除する事。
 - 3.4.3 その他の如何なる情報、提案、見積りに対する依頼（現在の情報、提案、見積りに対する依頼と同様の依頼を含む。）をする事。
 - 3.4.4 依頼に対する応答を受理又は不受理にする事。

4. リリーの秘密情報

- 4.1 依頼に際して、参加者は、リリーの秘密情報にアクセスする可能性がある。例えば、研究開発計画及び成果に関する情報、新規化合物や新製法に関する情報、評価手順（治験又は実地試験を含む。）に関する情報、製品製剤に関する情報、製法に関する情報、政府機関に対する申請に関する情報、価格及び原価に関する情報、建設計画に関する情報、営業・マーケティング・広告に関する検討と計画に関する情報、顧客リスト、コンピュータ情報とソフトウェア、リリーのビジネスに特有の特殊技術、プライバシー権の対象となる情報、不正権限アクセスに対抗する保護システムの下リリーが保有する情報などといったものが含まれる。特に、リリーの秘密情報は、依頼に対して参加者が提出した応答に含まれる価格情報やその他の参加者特有の条件を全て含むものとする。

4.2 参加者は

- 4.2.1 下記の規定に基づき認められた場合を除き、又は、リリーが書面で認めた場合

- 4.3.1 依頼に応答する目的で情報を見る必要がある社員・役員等であって、社員・役員等である期間中も期間後も、この入札参加契約書が禁じるリリーの秘密情報の開示及び利用を禁じる契約上の義務を負う者に対する開示は認められる。参加者の社員・役員等が、リリーの秘密情報を権限なく開示又は利用した場合は、リリーに対して、参加者が責任を負うものとする。
- 4.3.2 適用法令に基づき開示義務がある限度において開示することが認められる。もし適用法令に基づき認められる場合には、参加者は、合理的な期間事前に開示する旨の通知を、リリーに対して行わなければならない。
- 4.3.3 職務上の守秘義務を負っている弁護士又は会計士に対して開示することが認められる。それらの者に対してリリーの秘密情報をリリーの許諾なく開示し又は利用させた場合には、参加者が責任を負う。
- ## 5. 参加者の秘密情報
- 5.1 依頼に際して、リリーは、参加者の秘密情報にアクセスする場合がある。その場合、リリーは、参加依頼の目的以外に、参加者の秘密情報を開示したり、利用したりしないものとする。
- ## 6. 準拠法
- 6.1 この入札参加契約書は、全ての面につき、日本法に準拠する。ただし、法の抵触のルールは適用しない。
- ## 7. 定義
- 7.1 ある当事者につき「関係会社」という語は、当該当事者を支配する法人、当該当事者により支配されている法人、当該当事者と共通の支配に属する法人を意味する。次の場合に限り、ある法人は、他の法人を、支配しているとみなす。
- 7.1.1 直接又は間接的に、他の法人の持ち分の50%を超えて保有する場合。又は、
- 7.1.2 直接又は間接的に、他の法人の議決権の50%を超えて保有する場合。
- 7.2 「秘密情報」とは、一方当事者（「開示当事者」という。）が秘密とみなしているか、または、専有しているとみなしている情報のことをいう。第三者に対して負う義務に基づき秘密とみなす情報も含む。情報の秘密性は、他方当事者、その関係会社、社員・役員等、又は、独立請負業者（「受領当事者」という。）に対して、その情報を伝達した方法によって影響を受けるものではなく、また、受領当事者がその情報を取得したことにより影響を受けるものでもない。次の情報は、秘密情報には含まれない。
- 7.2.1 受領当事者が、開示当事者やその関係会社、社員・役員等に対して負う秘密保持に関する契約上・法律上の義務や善管忠実義務に違反することなく、情報が公知であった場合、又は、公知となる場合。
- 7.2.2 この入札参加契約書に基づき情報を得る前に、受領当事者が合法的に入手していた情報である場合。
- 7.2.3 その情報について、開示当事者やその関係会社、社員・役員等、又は、独立請負業者に対して負う秘密保持に関する契約上・法律上の義務や善管忠実義務に拘束されることのない第三者から、秘密保持義務を負うことなく、受領当事者が入手していた場合又は入手する場合。又は、
- 7.2.4 開示当事者の秘密情報にアクセスしていない受領当事者の社員・役員等によって全て開発された情報である場合。
- 7.3 「社員・役員等」とは、当事者の役員、取締役、従業員若しくは独立請負業者、又は、当事者の関係会社の役員、取締役、従業員若しくは独立請負業者などをいう。

RFx約款

この約款において、「リリー」とは、日本イーライリリー株式会社のことをいい、「貴社」とは、このRFxに応答する取引希望業者をいう。

このRFxに応答することにより、又は、入札に応じる意思表示をすることにより、貴社は、次の事項に合意するものとみなす。

1. 貴社は、このRFxにおいて指定しているリリーの連絡担当者とだけ連絡をとるものとする。
2. このRFxは、商品やサービスに関する契約ではなく、リリーは、貴社又は第三者が応答の準備に要した時間や原材料に関する債務を負うものではない。
3. 貴社が提出した提案に含まれている全ての情報（見積価格を含む。）は、リリーが提案を受取った後90日間以上有効かつ適用されるものとする。
4. このRFxに記載のリリーの需要に応じる能力が取引業者にあるか否かに基づき、このRFxは、2社以上との取引を成立させる場合がある。
5. 時間通りに完全にRFxに関する問題点を解決して完成させることは、貴社の責任である（当社はその責任を負うものではない。）。
6. このRFx記載の特定要件に応じて提示された一般的な原材料については、リリーはそれを検討又は評価するものではない。
7. リリーは、全ての提案を採用しない権利を持ち、かつ、このRFxを市場に再度提示する権利を持つ。
8. RFxに記載の質問事項に応答しない場合、又は、指示に従わない場合、貴社は、この取引業者選定プロセスに応じる資格を失う結果となる可能性があり、又は、貴社の応札の審査に当たり不利な取扱いを受ける可能性がある。
9. 貴社と契約することになった場合には、このRFxに対する貴社の応答は、契約の一部を構成するとされることがあり、かつ、契約で特段の定めを置かない限り貴社の提案の全体が法的拘束力を有するものとされる。
10. このRFx並びに貴社及びリリーの権利は、日本国の法律に準拠し、解釈され、履行されるものとし、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
11. 貴社は、このRFx自体について、そして、このRFxに対する応答の結果として提示した提案する商品及びサービスについて、常に、全ての適用される法令・規則・規約を遵守しなければならない。
12. 貴社は、このRFxに関連して貴社、貴社の委託先、貴社の従業員又は代理人による過失、過誤、不作為、故意に、直接又は間接的に、結果として生じた、又は、関連して生じた、申立て、債務、義務、損害、費用につき、リリー、リリーの役員、取締役、従業員及び代理人に対して補償し、免責するものとする。
13. このRFxの結果として取引する場合には、貴社とその従業員は、貴社の標準的な手順と矛盾する場合であっても、全てのリリーの方針及び手順を遵守しなければならない。もし貴社が取引業者として選定された場合には、貴社は、貴社が遵守しなければならないリリーの関連方針・手順のコピーの提供を受ける。
14. リリーに供給される商品又はサービスに関する貴社の文書の全てにつき、取引業者選定プロセス中いつでも、及び/又は、選定後締結された契約の期間中いつでも、リリーは当該文書を再検討する権利を有する。

15. 貴社がリリーに対して提出した又は提出を予定しているスケジュール、提案、文書、財務書類及び資料の全てにつき、重要事実に関する不実の記述が無く、それらに含まれている記述につき誤解を生じさせるような重要事実を省略したものではないことを、表明し保証する。財務書類がリリーに提出された場合には、当該特定期間における貴社の財務状況、貴社の業績、経費を、当該財務書類が全ての重要事項につき公平かつ正確に示しており、一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されたものであることを、保証する。リリーが要求した場合には、リリーの継続的な取引業者管理プログラムの一環として、デューデリジェンス又はRFxのアップデートを行うことに同意する。
16. 貴社は、都度都度、リリーの書面による事前同意を得ない限り、リリー・その関係会社・提携先・リリーの従業員の名称、リリーが所有する商号、商標、製品イメージ(trade device)、又は、それらのシミュレーションを、広告、宣伝、その他に用いてはならないことに同意する。また、貴社は、リリーが、貴社と取引する商品又はサービスを承認したり、推奨したり、保証したり、支持したりしているかのよう、直接的又は間接的に表明してはならないことに同意する。このRFxに対する貴社の提案をリリーが全体として又は部分的に採用した場合でも、リリーの書面による事前同意なく、貴社とリリーは両者間の提携関係につき広告してはならず、貴社とリリーとの間の契約の存在、契約条件につき公表してはならないことに、貴社とリリーは同意する。
17. リリーがこのRFxを提示し、それを貴社が受け取ったとしても、リリーは商品又はサービスを購入する義務を負うものではないことを、貴社は確認する。
18. 貴社の応札と価格設定の独立性に関して、貴社は、次の通り保証する。
- 貴社の提案する価格は、他の応札者や競合他社と協議、連絡、合意することなく独立して設定されたものである（但し、貴社提案で特に列挙している業者がある場合には、その業者との協議、連絡、合意は容認される。）。
 - 貴社の提案する価格は、このRFxに基づき契約が締結される迄は、他の応札者や競合他社に対して、直接・間接を問わず、開示されたことはなく、また故意に開示することもない。
 - 貴社は、他のいかなる自然人又は会社に対しても、提案を提示する、又は、提示しないように仕向けようと試みたことはなく、又、試みることもない。
19. 貴社の応答を準備するにあたり、このRFxにおいて提供した情報、及び、このRFxの第1条で特定した者が提供した情報以外には、このRFxに現在関係しているリリーの従業員や、過去関係していたリリーの元従業員から、何ら助力を得ていないことを保証する。
20. 贈り物や謝礼に関して、貴社は次の通り保証する。
- 貴社、その従業員及び代理人は、リリーの従業員、その家族、リリーの業務に従事する他の第三者に対して、いかなる賄賂、不正な支払い、不当な贈り物（高価な接待を含む）を、与えたり、与えることを申し出たりしてはならない。
 - リリーに関わる貴社の事業に関して詐欺的行為又は非倫理的行為を示唆する者が貴社に接近してきた場合、又は、リリーの従業員又はその家族が貴社、貴社の従業員や代理人に対して如何なる種類であれ贈り物や謝礼を要求してきた場合には、直ちにリリーの購買部門に通知することに同意するものとする。
 - このRFxに対する貴社の応答の際にリリーの購買部門に書面で特に通知した場合を除き、過去5年間において、貴社、貴社の従業員や代理人が、リリーの従業員又はその家族に対して、如何なる種類であれ贈り物を送ったり謝礼を支払ったりした事実を、貴社は認知していないことを、貴社が応答を提出する際には、保証するものとする。